いじめ防止基本方針

学校法人奈良学園

奈良学園中学校・高等学校

（令和３年３月改訂）

はじめに

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害するとともに、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。このことから、本校では平成 26 年に「いじめ防止基本方針」を作成し、すべての教職員がいじめは重大な人権問題であり、決して許すことのできない行為であるとの認識のもとでいじめ対応に取り組んできた。

しかしながら、令和元年８月に中学生の部活動におけるいじめ事象が、被害生徒からの訴えにより発覚し、被害生徒は心の痛み等により長期にわたる不登校となり、本校での学校生活の継続をあきらめ、他の高校に進学せざるを得ない事態となった。本校として、二度とこのようないじめ重大事態に発展させてはならないという反省と、あらためていじめはいつどこにおいても起こり得るものであるという前提に立ち、「いじめ防止基本方針」を見直すものである。

そして、学校教育全体を通して生徒一人一人に「いじめを決して行わない」「いじめを決して許さない」という認識と、そのことを実践できる資質を養い「いじめのない学校」づくりを目指したい。さらに、教職員自らがいじめを決して許さないという決意のもと、いじめの問題への理解を深め、常に対応力を向上させるよう研鑽するとともに、全教職員が組織的に取組を進めることにより、「いじめ認知率１００％」の学校を目指し、生徒等が明るく生き生きと活動できる環境づくりに努めなければならないと考える。

第１　いじめ問題に関する基本的な考え方

いじめは重大な人権問題であり、決して許すことのできない行為である。しかし、「いじめはどの子供にも、どの学校にも起こり得る」ことから、学校・家庭・地域が一体となり、常に連携を図りながら継続的な取組を行うことが必要である。

また、いじめは社会性を身につける途上にある生徒が集団で活動する場合に、未然防止に努めていても発生すると考えておく必要がある。生徒間のトラブルやけんか、ふざけあいと見えるものなかにもいじめがあると考え、認知に努めることが重要である。

（1）いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

「いじめ防止対策推進法　第２条」より

具体的には、以下のようなものがある。
・冷やかし、からかい、悪口、嫌なことを言われる
・仲間はずれ、集団で無視をする
・ふざけたふりをして叩く、蹴る、ぶつかる
・強く叩く、蹴る、ぶつかる
・私有物を隠される、落書きをされる、壊される、捨てられる
・金品を取られる、たかられる
・嫌なことをされる、させられる
・インターネットや携帯電話を通じて、誹謗中傷や嫌なことをされる
など

（２）いじめに対する認識
・いじめは決して許されることのない重大な人権侵害である。
・いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こり得るものである。
・いじめてよい理由はない。
・「いじめ問題対策委員会」を中心に、組織的な対応を行う。
・いじめられている生徒及び保護者に対する支援を継続して行う。
・いじめに関係した家庭と連携し、指導や支援を継続して行う。

第２　いじめの防止

（１）教職員の共通理解
いじめ防止のために、平素から教職員に対して「いじめ防止基本方針」を理解したうえで、次のことを求める。
・いじめを未然に防ぐこと
・いじめの早期発見に努めること
・いじめが疑われたら一人で抱え込まず、学校におかれた組織に伝えて、組織的に対応していくこと

いじめであるかどうかの判断は組織的に行うことが必要であり、教職員は些細な兆候や懸念、生徒からの訴えを、抱え込まずに全て当該組織に報告・相談する。加えて、当該組織に集められた情報は、個別の生徒ごとに記録し、複数の教職員が個別に認知した情報の集約と共有化を図るもとのとする。
本校の教職員は、いじめ行為はもちろんのこと、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も絶対に許さない姿勢で教育活動にあたり、生徒の相談には些細なことでも親身になって真摯に応じることが大切である。そのことが、いじめ事象の発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない生徒の認識を育成することになると考えるからである。
また、「学校全体で生徒を教育している」という認識を共有し、多角的な視点を生かした生

徒理解を図り、全教職員による協働的な指導・相談体制の構築を推進する。

（２）生徒の共通理解

いじめ防止のために、教職員は「いじめ防止基本方針」を理解したうえで、平素から生徒に対して次のことを求める。

① 「いじめは人間として絶対に許されない」という意識を一人一人がもつこと。
いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為もいじめる行為と同様に許されないという認識し、いじめと思われる行為を受けたり、見たりした時は大人に伝えるようにする。

② 学校生活の中で、お互いを思いやり、尊重し、生命や人権を大切にし、学びあう。
他人の気持ちになってものを考え、行動することは円滑な人間関係を築くための基本である。人としてあるべき自分の姿を考え、他者を理解したうえで、自己の言動に気を配ることは、社会生活を営む上でもとても大切である。もし、自分の行為が他人を傷つけていると思ったら、その行為をやめ、謝ろう。特に、インターネット上の書き込みは、相手の顔が見えないので、より一層の節度や冷静な判断が必要となる。

また、いじめられていると感じたら、一人で抱え込まずに早めに相談すること。担任、学年の先生、保健室やカウンセラーの先生、クラブ顧問など、どの先生にでもかまわないので相談する。

第３　いじめの防止のための体制

（１） 名称

いじめ問題対策委員会

（２）構成員

校長、高校教頭、中学教頭、生徒指導部長、人権教育部長、学年主任、養護教諭、当該担任で構成する。また、必要に応じて教育相談コーディネーター・特別支援教育コーディネーター等を加えるものとする。

（３）役割

ア　いじめの防止
イ　いじめの早期発見
ウ　いじめの対応
エ　校内研修
オ　年間計画の作成と進捗の点検
カ　各取組の有効性の検証
キ　学校「いじめ防止基本方針」の見直し

第４　いじめの早期発見

（１）基本的な考え方

いじめの特性として、いじめられている生徒がいじめを認めることを恥ずかしいと考えたり、いじめの拡大を恐れるあまり訴えることができなかったりすることがある。また、自分の思いをうまく伝えることが難しい状況にある生徒がいじめられている場合は、外からは見えにくく、いじめが長期化、深刻化することがある。

それゆえ、教職員には、何気ない言動の中に心の訴えを感じ取る鋭い感性、隠れているいじめの構図に気づく深い洞察力、よりよい集団にしていこうとする熱い行動力が求められる。

（２）いじめの早期発見のための措置

①　実態把握の方法として、定期的なアンケートを年３回（各学期に１回）実施する。いじめが疑われる場合は面談を行い学年で情報を共有し、「いじめ問題対策委員会」において対応を検討する。また、生徒面談を年度当初の４月に実施するとともに、必要に応じ随時生徒個人面談を行うものとする。保護者との定期的な相談の機会としては、７月の三者面談、12 月の三者面談及び年２回の学年保護者会があり、それらをとおして保護者との連携を図るとともに、普段から保護者との連携を密にし、相談しやすい関係を構築しておく。

②　実態把握にあたっては、以下のことに留意する。

・生徒の表面的な言葉だけでなく、その言葉の向こう側にある言葉にならない「ことば」にも耳を傾けることが大切であり、生徒の悩みを過小評価することなく、相談を受けた事象に対し、複数の教員で真摯な対応を心がける。

・日常の観察として、学級や学年、クラブ内での人間関係の把握と観察に努めるとともに、悪ふざけやからかいのようなものがないかにも注意し、些細なことでも情報を教職員間で共有していく。

・教職員が日頃から意識的に声かけを行うことにより、良好な人間関係を築いておくように心がける。

・生徒・保護者が、抵抗なくいじめに関して相談できるよう、どの教員に相談してもよいという体制をとる。

・保護者と連携して生徒を見守るために、日頃から生徒の学校生活の様子や長所、気になるところ等を記録しておき、教育相談の機会等に学校や家での様子について情報交換を図る。

・個々の生徒の気になる情報を校務支援システムに必要に応じ入力し、教員間の情報共有を図る。なお、教育相談等で得た生徒の個人情報については、個人情報保護法に沿って適切に管理する。

第５　いじめに対する対応・措置

（１）いじめ事象に対する対応

いじめ事象が起こった際には、速やかに組織的に対応する。被害生徒を守り、教育的配慮の

下、加害生徒を指導する。その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行うことが大切である。教職員の共通理解の下、保護者の協力を得るとともに、必要に応じて関係機関等と連携しながら対応にあたる。

いじめ事象を把握（相談・報告・発見）した教職員は、すみやかに当該学年主任に相談し複数で対応を協議する。当該学年主任は学年会議を開催し、当面の対応を協議する。同時に、遅延なく生徒指導部に報告する。生徒指導部長は、速やかに管理職に報告をする。管理職は直ちに「いじめ問題対策委員会」を招集し、情報共有と対応の方針等を決定する。

当該学年は「いじめ問題対策委員会」の方針の下、速やかに関係生徒から事情を聞き取るなどして、いじめの事実確認を行う。事実確認の結果は、被害・加害生徒の保護者に適切に連絡する。校長は、事実確認の結果を設置者に報告する。

学校がいじめた生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合において、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるときは、いじめられている生徒を徹底して守り通すという観点から、学校はためらうことなく所轄警察署と相談して対処する。なお、生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じると思われるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

（２）いじめられた生徒及び保護者への支援

いじめられた生徒から、事実関係の聴取を行う。その際、学校として当該生徒を守り抜くこと、いじめられた生徒が悪いのではないことをはっきりと伝える。いじめに関する基本的な理解として、いじめられた生徒にも責任があるという考え方はあってはならない。また、生徒の個人情報の取り扱い等、プライバシーには十分に留意して対応を行う。

必要に応じて家庭訪問等を行い、迅速に保護者に事実関係を伝える。いじめられた生徒や保護者に対し、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、出来る限り不安を除去するとともに、事態の状況に応じて、複数の教職員により見守りを行うなど、いじめられた生徒の安全を確保する。また、状況に応じて、心理や福祉等の専門家など外部専門家の協力を得る。

いじめられた生徒が落ち着いて教育を受けられる環境を確保する。必要に応じていじめた生徒を別室において指導することをしたり、状況に応じて出席停止としたりするなど、いじめられた生徒が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるように配慮する。（出席停止を命ずる場合は、あらかじめ保護者の意見を十分に聞きつつ、慎重に行わなければならない。）

なお、いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い必要な支援を行う。

（３）いじめた生徒への指導及び保護者への助言

いじめたとされる生徒から複数の教職員が連携して事実関係の聞き取りを行い、いじめがあったことが確認された場合、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。

指導にあたっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体または財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。いじめの事実に対する毅然とした対応と同時に、いじめた生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該生徒の人格の発達にも配慮する。

また、いじめた生徒自身が深刻な課題を有している場合も多く、相手の痛みを感じたり、行為の悪質さを自覚したりすることが困難な状況にある場合があるため、いじめた当事者が自分の行為の重大さを認識し、心から悔い、相手に謝罪する気持ちに至るような継続的な指導が必要である。指導にあたっては、いじめには様々な要因があることに鑑み、いじめた生徒が自らの行為の悪質性を理解し、健全な人間関係を育むことができるよう教育的配慮をもって指導にあたるものとする。いじめの事実関係を聞き取った後は、迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得たうえで、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。

第６　いじめが起きた集団への働きかけ

いじめを見ていた生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。たとえ、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気をもつように伝える。また、はやしたてるなど同調していた生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。

いじめの解決とは、加害生徒による被害生徒への謝罪のみで終わるものではなく、被害生徒と加害生徒をはじめとする他の生徒との関係の修復を経て、当事者や周りの者を含む全員が、好ましい集団活動を取り戻し、新たな一歩を踏み出したことをもって判断するべきである。すべての生徒が集団の一員として互いを尊重し、認めあえるような人間関係の構築を図り、継続的に集団を見守ることが必要である。

第７　インターネット上のいじめへの対応

ネット上の不適切な書き込みがあった場合については、保護者と連携して、問題の箇所を確認、印刷、保存するとともにいじめが疑われる場合には「いじめ問題対策委員会」において対応を協議したうえで、関係生徒からの聞き取りを行う等の対応をする。

書き込み等への対応については、被害にあった生徒及びその保護者の意向を尊重し、保護者と連携して当該生徒の精神ケアに努める。また、書き込みの削除や書き込んだ者への対応については、必要に応じて、警察等、外部機関と連携して対応する。

第８　重大事態への対応

重大事態に対しては、「いじめ防止対策推進法」に基づき、「いじめの防止等のための基本的な方針」及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」により対応する。

（学校の設置者又はその設置する学校による対処）

第二十八条　学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。
一　いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
二　いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
2　学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。
3　第一項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

（私立の学校に係る対処）
第三十一条　学校法人（私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条に規定する学校法人をいう。以下この条において同じ。）が設置する学校は、第二十八条第一項各号に掲げる場合には、重大事態が発生した旨を、当該学校を所轄する都道府県知事（以下この条において単に「都道府県知事」という。）に報告しなければならない。
2　前項の規定による報告を受けた都道府県知事は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第二十八条第一項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。
3　都道府県知事は、前項の規定による調査の結果を踏まえ、当該調査に係る学校法人又はその設置する学校が当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずることができるよう、私立学校法第六条に規定する権限の適切な行使その他の必要な措置を講ずるものとする。
4　前二項の規定は、都道府県知事に対し、学校法人が設置する学校に対して行使することができる権限を新たに与えるものと解釈してはならない。
第三十二条　学校設置会社（構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第十二条第二項に規定する学校設置会社をいう。以下この条において同じ。）が設置する学校は、第二十八条第一項各号に掲げる場合には、当該学校設置会社の代表取締役又は代表執行役を通じて、重大事態が発生した旨を、同法第十二条第一項の規定による認定を受けた地方公共団体の長（以下「認定地方公共団体の長」という。）に報告しなければならない。
2　前項の規定による報告を受けた認定地方公共団体の長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第二十八条第一項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。
3　認定地方公共団体の長は、前項の規定による調査の結果を踏まえ、当該調査に係る学校設置会社又はその設置する学校が当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発

生の防止のために必要な措置を講ずることができるよう、構造改革特別区域法第十二条第十項に規定する権限の適切な行使その他の必要な措置を講ずるものとする。
4　前二項の規定は、認定地方公共団体の長に対し、学校設置会社が設置する学校に対して行使することができる権限を新たに与えるものと解釈してはならない。
5　第一項から前項までの規定は、学校設置非営利法人（構造改革特別区域法第十三条第二項に規定する学校設置非営利法人をいう。）が設置する学校について準用する。この場合において、第一項中「学校設置会社の代表取締役又は代表執行役」とあるのは「学校設置非営利法人の代表権を有する理事」と、「第十二条第一項」とあるのは「第十三条第一項」と、第二項中「前項」とあるのは「第五項において準用する前項」と、第三項中「前項」とあるのは「第五項において準用する前項」と、「学校設置会社」とあるのは「学校設置非営利法人」と、「第十二条第十項」とあるのは「第十三条第三項において準用する同法第十二条第十項」と、前項中「前二項」とあるのは「次項において準用する前二項」と読み替えるものとする。

重大事態の例

○　生命、心身又は財産に重大な被害が生じた場合
- 生徒が自死あるいは自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

○　相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている場合
＊相当な期間とは、不登校の定義を踏まえ、年間 30 日を目安とする。ただし、生徒が一定期間連続して欠席しているような場合には、学校の設置者又は学校の判断により迅速に調査に着手しなければならない。

○　その他の場合
- 生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあった場合

（1）重大事態の取り扱い

重大事態が発生した場合は 、学校又は学校の設置者（学校法人）は学校又は学校の設置者の下に組織を設け、適切な方法により、事実関係を明確にするために調査を実施する。学校の設置者及び学校自身が、たとえ不都合なことがあったとしても、事実にしっかりと向き合おうとしなければならない。

（2）　重大事態の報告

重大事態が発生した場合（いじめにより重大な被害が生じた疑いがあると認める時も含む。）、学校は、直ちに学校法人に報告し、学校法人は知事（窓口：奈良県教育振興課）に報告しなければならない。

（3）学校又は学校の設置者（学校法人）等による調査

学校法人は、学校からの報告を受け、学校又は学校法人のいずれで調査を行う主体とするか、第三者のみの調査組織とするかといった構成についても適切に判断する。

また、当該調査組織は構成員には、学校においてはいじめ対策組織が中心となったうえで、弁護士や医師、学識経験者、心理や福祉等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者を加え、学校法人が主体の場合には、これらの専門家を充て、調査の公平性・中立性を確保するように努める。

（4）事実関係を明確にするための調査の実施

重大事態に至る要因となったいじめ行為が、

- いつ頃から
- 誰から行われ
- どのような様態であったか
- いじめを生んだ背景事情
- 児童生徒の人間関係にどのような問題があったか
- 学校、教職員、保護者がどのように対応したか

などの事実関係を可能な限り網羅的に明確にする。

（5） 調査結果の報告及び提供

調査結果は学校法人から知事に報告する。

また、いじめを受けた生徒及び保護者に対し、調査結果等その他の必要な情報を提供する責任がある。

※ 情報提供の際、他の生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮しなければならない。

（6） 調査結果を踏まえた再発防止

学校又は学校法人は、いじめ事案への対応において、法律や基本方針等に照らし重大な過失等が指摘された場合、客観的かつ真摯に受け止め、再発防止に努めなければならない。

（7） 調査結果の公表

いじめの重大事態に関する調査結果の公表については、事案の内容や重大性、いじめを受けた生徒やその保護者の意向、公表した場合の生徒への影響等を総合的に勘案して、適切に判断する。公表する場合、いじめを受けた生徒・保護者及び、いじめを行った生徒・保護者に対して、公表の方針を説明し、公表の方法及び内容を確認する。